

陳 情 文 書 表

(子ども若者はぐくみ局)

受理番号	236	受理年月日	令和3年5月14日
件名	聚楽保育所廃止条例の慎重な審議		
要旨	<p>本来、京都市は聚楽保育所を民間移管し、市営保育所としては廃止する方針であった。今回選定した移管先候補者が突如辞退したことで、その後移管のめどが立たなくなったのであれば、新たな移管先を見付ける最善の努力をし、見付かるまでは従来の市営保育所で運営継続すべき立場なのではないか。</p> <p>地域における保育の需要を周辺施設で満たすことができるのであれば、今回のような混乱を招く前に、方針を出すこともできたのではないのか。</p> <p>今回、公共施設の保有量の適正化の観点からも検討したと言っているが、そもそも、京都市は市営保育所の数が他都市と比較しても極端に少なく（名古屋市では全体の保育所数に対して市営保育所は23.9パーセント。大阪では19パーセント、神戸市では46パーセントなのに対して、京都市は6パーセント）、現在、京北地域の3箇所を含めても14箇所。その数少ない市営保育所それぞれが、公的施設としてのセーフティネットの役割を担っており、もちろん聚楽保育所も例外ではない。</p> <p>そもそも、このコロナ禍で各保育所では、感染拡大防止のための施設、玩具等の消毒業務の拡大、子供たちの健やかな成長を保障するための心身両面の配慮、増大する保護者からの相談への対応など、休所することなく強度な緊張感を持って保育を守っている。それに加え、各保育所で陽性者が出ても、十分なPCR検査体制もなく早く開所できるようにと迫られている状況である。</p> <p>このような状況の中、市営保育所の廃止ではなく、行政としてすべきことがあるのではないか。</p> <p>今回の提案は、令和8年度末に廃止をするとされているが、この先6年間、年々集団の規模が小さくなるクラスで過ごすことになる子供たちには、友達と一緒に育つ権利も保障されない。</p> <p>このような状況で、本当に子育て環境日本一と言えるのか。市営保育所は市民の財産である。民間保育園にとっても、京都市の保育のあるべき姿のモデルとして必要不可欠である。</p> <p>ついでには、京都市の公的責任を果たすためにも、聚楽保育所を廃止する条例改正は今市会での議決をせず、今いる保護者や地域、働く職員、専門家、そして市民の声をしっかり聴いたうえで判断するよう、慎重に審議することを願う。</p>		
陳情者			
回付委員会	教育福祉委員会		